

社会福祉法人佐久福寿園 報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐久福寿園の理事長の報酬、並びに役員（理事・監事）及び評議員、並びに苦情第三者委員及び入居判定第三者委員の費用の弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 代表権をもつ理事長の報酬については、日々決裁にあたることから別表1のとおり支給するものとする。

2 非常勤役員の報酬については、無報酬とする。

(報酬の支給方法)

第3条 理事長の報酬は、毎月末日に支給する。

2 報酬は、指定する口座への振込支給とする。

(費用の弁償)

第4条 役員及び評議員が、理事長の招集に応じ、理事会及び評議員会及び監査等に出席したときは、別表2のとおり費用の弁償を支給する。

2 苦情第三者委員及び入居判定第三者委員が、理事長及び施設長の招集に応じたときは、別表3のとおり費用の弁償を支給する。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用の弁償は、理事会及び評議員会及び監査等、並びに苦情第三者委員会及び入居判定第三者委員会の開催の都度、現金にて支給する。

(補足)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会で協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から実施する。

この規程は、平成29年 6月28日から実施する。

この規程は、平成31年 4月1日から実施する。

この規程は、令和3年 7月 1日から実施する。

別表1 (第2条関係)

職 名	報 酬 額
理事長 (常勤)	年額 6,000,000 円以内

別表2 (第4条第1項関係)

職 名	費 用 弁 償 額
役 員	1回につき 5,000 円
評議員	1回につき 5,000 円

別表3 (第4条第2項関係)

職 名	費 用 弁 償 額
苦情第三者委員	1回につき 5,000 円
入居判定第三者委員	1回につき 5,000 円